

## 納税通知書の内容を 確認してください

国民健康保険税納税通知書を7月中旬に世帯主へ送付します。今年度の税率の変更はありません。

**世帯の課税内容**／医療保険分、支援金分、介護保険分として計算され、その内容は「国民健康保険税納税通知書」に記載しています

**個人の課税内容**／国民健康保険税個人賦課額明細書をご覧ください。ただし、端数処理を行っていないこと、限度額を超えているなどの事由により合計税額とは一致しない場合があります

**徴収方法**／普通徴収（納期ごとに口座振替や納付書により納付する）と特別徴収（年金からの天引き）の内訳が記載されています。特別徴収の対象者が今年度中に世帯主が75歳となる場合は、特別徴収が中止され普通徴収となります。その他／職場の健康保険等に加入されている場合は、国民健康保険の資格喪失届出が必要です。国保年金課・両支所福祉グループに、職場の健康

保険証と国民健康保険証を持参のうえ届出してください

## 保険税の軽減措置

世帯の前年中の所得状況により、均等割の7割・5割・2割の軽減措置が受けられます。軽減を受けるための申請手続きは必要ありませんが、擬制世帯主を含む世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者の所得税の確定申告や住民税の申告を基に判定しますので、該当する世帯で申告して

いない方がいる場合は、必ず申告してください。 ※収入がなかった場合や家族の扶養親族であった場合でも申告が必要です。なお、平成27年度より、5割及び2割において、左表のとおり軽減対象世帯が拡大されました

## その他の軽減措置

平成22年度より、倒産や解雇、雇止めなどによる離職者の国民健康保険税について、軽減の制度が設けられま

## ●軽減割合の比較

軽減割合	変更前	変更後
7割	基礎控除額33万円を超えない世帯	変更なし
5割	基礎控除額33万円+24.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)を超えない世帯	基礎控除額33万円+26万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)を超えない世帯
2割	基礎控除額33万円+45万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)を超えない世帯	基礎控除額33万円+47万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)を超えない世帯

※擬制世帯主とは、国保の被保険者の属する世帯で、その世帯主が国保に加入していない場合でも、国保税の納税義務者は世帯主となり、その世帯主を擬制世帯主といいます。特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方で、継続して同一の世帯に属する方です

した。

対象/次のすべてに該当する方  
○平成21年3月31日以降の離職で、離職日現在65歳未満であり、「雇用保険受給資格者証」をお持ちの方  
○雇用保険受給資格者証の理由欄のコードが「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかの方

**算定方法**／前年の給与所得を100分の30として算定します

**注意**／○雇用保険受給資格者証のうち、上部にオレンジ色や緑色のラインがあるものについては軽減の対象となりません  
○「雇用保険特例受給資格者証」、「雇用保険高年齢受給資格者証」についても対象となりません  
○離職日以降、国保以外の医療保険（退職後の任意継続保険を除く）の健康保険等）の加入期間などにより、該当しない場合があります

**届出方法**／雇用保険受給資格者証を持参のうえ、国保年金課・両支所福祉グループ

## 国民年金保険料の納付が困難な時は申請手続きを!

所得が少ないなどの理由で、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請により保険料の納付が「免除」又は「猶予」される制度があります。

今年度の免除等の受付は、7月1日から開始され、平成27年7月分～平成28年6月分までの期間を対象として、平成26年分の所得により審査します。

学生の場合、本人の所得が一定額以下の場合には保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用していただくことになります。

**申込み**／国保年金課年金担当・両支所福祉グループ

**問い合わせ**／大宮年金事務所(☎048-652-3399)・国保年金課年金担当(内線2437)

### ■免除(全額免除・一部免除)申請

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が全額又は一部免除となります。一部免除については、一部納付保険料を納付しないと未納期間となりますので、必ず納付してください。

### ■若年者納付猶予申請

30歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、申請手続きをすることにより、保険料の納付が猶予されます(世帯主の所得は審査の対象外です)。



# 鴻巣市国民健康保険のお知らせ

問い合わせ／国保年金課保険担当(内線2652)・年金担当(内線2654)

## 国民健康保険高年齢受給者証の更新について

高年齢受給者証の送付／国民健康保険高年齢受給者証(以下「高年齢証」)の一斉更新に伴い、70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者に対して、平成27年8月1日から使用できる新しい高年齢証を7月中に送付します

有効期限／新しい高年齢証の有効期限は平成28年7月31日ですが、それまでに75歳を迎え後期高齢者医療保険制度へ移行する方は、75歳になる誕生日の前日までとなります

有効期限の切れた高年齢証について／国保年金課又は両支所福祉グループまで返却していただくか、ご自身で断裁するなどの処分をしてください

医療費の負担割合／医療費自己負担の割合については、平成27年度(平成26年中)の住民税課税所得を基に判定しており、別表1のとおりです

ただし、高年齢証に該当する

被保険者が2人以上いる世帯のうち、3割負担の該当者が

1人でもいる場合、それ以外の高年齢証該当者の負担割合も3割負担となります

また、住民税課税所得が1

45万円以上であっても、別表2の①～③に該当する方は、申請により、別表1の住民税課税所得145万円未満の負担割合となります

別表2の④に該当する方のみ申請不要です。申請書類について

は国保年金課へ確認してください

高年齢証の様式／新システムの導入により、高年齢証が新しい様式となりました

●別表1

判定基準		医療費の自己負担割合
生年月日	平成27年度(平成26年中)住民税課税所得	
昭和19年4月1日以前に生まれた方	145万円以上	3割
	145万円未満	1割
昭和19年4月2日以降に生まれた方	145万円以上	3割
	145万円未満	2割

●別表2

	同一世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者数	平成26年中の収入額(④のみ総所得金額等－基礎控除額33万円)	負担割合変更申請
①	1人	収入383万円未満	必要
②	1人	後期高齢者医療制度移行した方を含めた収入合計が520万円未満	必要
③	2人以上	収入合計が520万円未満	必要
④	昭和20年1月2日以降に生まれた70歳以上の被保険者がいる世帯で、その世帯に属する70歳以上75歳未満の被保険者の総所得金額等から基礎控除額33万円を差し引いた額の合計が210万円以下		不要

## 限度額適用認定証 標準負担額減額認定証

国民健康保険に加入している方が入院した場合、医療費が高額になることが見込まれます。「限度額適用認定証」を医療機関へ提示すると、医療機関へ支払う一部負担金が自己負担限度額までとなります

また、住民税非課税世帯及び低所得者Ⅰ・Ⅱの方が入院した際、「標準負担額減額認定証」を医療機関へ提示すると、食事代の負担額が減額されます

交付要件／国民健康保険税に滞納がないこと

認定証の申請窓口／国保年金課・両支所福祉グループ

既に認定証をお持ちの方／現在利用している認定証の有効期限は7月末です。引き続き認定証が必要な方は、7月22日(水)以降に改めて申請が必要です。扶養家族(16歳以上)

で所得がなくても所得の申告が必要で、未申告の方が世帯にいますと上位所得世帯と判定されますので、印鑑を持参のうえ国保年金課へお越しください

## 高額療養費支給制度

国民健康保険に加入している方が入院などで医療費の一部負担金(自己負担分)の月額が高額になったときは、申請により自己負担限度額を超えた金額が高額療養費として支給されます

対象／対象者には受診月の3か月後に申請案内を通知します

自己負担限度額／年齢が70歳未満の方と70歳以上75歳未満の方とは金額が異なります。また、前年の世帯の所得によっても異なります。詳細は国保年金課へお問い合わせください

その他／所得区分を判定するため、世帯全員の所得の把握が必要です。扶養家族(16歳以上)で所得がなくても所得の申告が必要です。未申告の方が世帯にいますと上位所得世帯と判定されますので、印鑑を持参のうえ国保年金課へお越しください

